

新型コロナウイルス感染症の対応について

当社、旅行部では新型コロナウイルス感染症対策において、以下の取組を実施してまいります。

●店舗における感染防止対策

- ・ 入口および店舗内に手指消毒液を設置いたします。
- ・ 従業員とお客様、及びお客様同士の接触をできるだけ避け、対人距離をできるだけ2 m、最低1 mを確保するよう努めます。
- ・ 従業員には接客時のマスク着用を義務づけます。
- ・ 店舗において、営業時間内は換気扇の常時起動または出入口等の常時開放により換気に努めます。
- ・ 接客カウンターに飛沫防止のための透明ビニールカーテンやアクリル板などを設置し、定期的に消毒液等による消毒を行います。
- ・ 従業員は始業時および外出から戻るごとに、うがい・手洗いおよび手指消毒の徹底を行います。

●旅行業務取扱上における対策

(1) 団体旅行

観光庁が定める新型コロナウイルス感染症対策に関して、推奨される旅行参加条件を周知いたします。

- ・ 各地の感染状況に留意し、旅行の出発点となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請等がなされていないことを確認いたします。
- ・ 感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、またはそれが見込まれる場合には、旅行の実施の是非を検討するようご案内いたします。
- ・ 旅行出発前に発熱や感染の疑いのある症状がでた場合には、ご旅行参加をご遠慮していただくよう事前にご案内いたします。また、添乗員の付くツアーにおいては、添乗員自身の体調確認のほか、出発時にお客様への体調チェックを行い、熱や症状のある方はご旅行参加をご遠慮いただくよう要請することがございます。
- ・ 旅行中において、マスクの着用および三密を回避するなど感染防止対策をとるよう要請することがございます。

(2) 個人旅行・団体旅行共通

- ・ 当社の手配する旅行サービス事業者は、原則として適切な感染防止対策をとっている事業者に限定いたします。
- ・ 交通機関および宿泊業・飲食業のガイドラインをもとに、必要な情報を提供いたします。
- ・ 各サービス事業者において、当該サービス提供時に検温等を実施した結果、異常が認められた場合は、各サービス事業者がサービスの提供をしないことがある旨をご案内いたします。
- ・ 旅行終了後2週間以内に参加されたお客様が新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、当社へご連絡いただくようお願いいたします。なお、いただいた情報は当社の個人情報保護方針に基づき、適切に利用させていただきます。

2020年 8月

観光庁長官登録旅行業第2084号 日本旅行業協会 (JATA) 正会員
東海教育産業株式会社 旅行部 イーエスツアー